鹿追町議会議長 安藤幹 夫様

所管事務調查報告書

本委員会は、下記のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。

記

- 1. 調査期間 令和元年6月19日~令和5年3月17日
- 2. 調查項目
 - (1) 議会の運営に関する事項について
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
 - (3) 議長の諮問に関する事項について
- 3. 報告者

委員長 台 蔵 征 一 調委員長 清 水 浩 徳 委 員 畑 久 雄 委 員 加 納 茂 委 員 狩 野 正 雄

4. 調査詳細

[令和元年度]

- (1)調査期間 令和2年1月24日~1月25日
- (2)調查地·調查項目等
- ①札幌市・北海道町村議会議長会 参与 勢籏了三氏 2019年統一地方選挙における状況について
- ②江別市・札幌学院大学法学研究セミナー基調講演 山梨学院大学教授 江藤 俊昭氏 議会改革の進展〜第1ステージと第2ステージについて

(3)調査結果

①2019年統一地方選挙における状況について

ア. 無投票の状況

北海道での改選町村数は100町村であり、無投票は32町村あった。 そのうち定数割れが4町村、3回連続無投票が5町村、2回連続が6町村、今回初めて無投票となったところは鹿追町も含め8町村であった。

また、人口が1万人を超えるところもあった。全国でも、全体の39% が無投票当選となっている。

イ. 議員定数の低下

北海道での1995年平均定数は16.9人であったが、2019年には10.6人となっており、低下傾向が著しい状況である。

ウ. 選挙の全国意識調査結果概要(明るい選挙推進協会)

町村では候補者情報の不足を感じたことのある割合では、55.3% と高く、選挙運動の有効性の手段においては、役に立ったと答えは、選 挙公報が15.5%と一番高かった。

②議会改革の進展~第1ステージと第2ステージについて

2006年議会改革の第1ステージとも言える議会基本条例が、北海道 栗山町で制定以来、全国的な制定の動きとなり、現在では全市区町村中 846の自治体(49%)が策定している。

この議会基本条例をもとにした議会改革である第1ステージとも言える動きは住民参加での議会運営であり、多くの住民と接点をもつことを中心としてきた。

また、これらの住民の意見を踏まえ、議員間討議を重視し、議会は追認 機関のみならず、執行機関と政策競争を行うとするものであった。

この段階では、議会基本条例により、住民と歩む新たな議会運営の形を 定めたものである。

議会改革の第2ステージでは、住民の福祉向上にどう実現させていくかが求められる。

さらなる、議会改革を進めている先駆議会においては、地域政策に大きく関わっている。政策サイクルの構築が重要であり、議会活動の連続性として、追従質問、調査、予算、決算、条例の検証等、委員会を中心としたしっかりとした通念的な活動を実践し、法務政務(条例制定)により進めていく必要がある。

(4) 考察

鹿追町議会においても、2019統一地方選挙では、全国的な地方議会の傾向と符合するかのように無投票となった。

この状況に鹿追町議会全体として危機感を抱き、議員のなり手不足の解消に向けてなお一層知恵を絞っていかなければならない。

議会報告会、カフェで一言などの中から住民の要望、諸課題を聞き取り、 議員間討議を経てその解決に向けての方策を示していくことを続けていき、 状況によっては、町に政策として提言することも必要であると今回の調査 で認識した。

[令和4年度]

- (1)調査期間 令和5年1月30日~1月31日
- (2)調査地·調査項目等
- ①北海道町村議会議長会
 - ・2023年統一地方選挙に向けた議会改革の取り組み等について
- ②北海道農業公社
 - ・北海道における新規就農状況等について

(3)調査結果

①2023年統一地方選挙に向けた議会改革の取り組み等について

NHKの全国の地方議員 3 万 2 千人のアンケートで約 2 万人、約 6 0 % の回答があった。その結果では、「4 人に 1 人が議会は不要」であると答えている。

議員の「なり手不足」が地方議会の深刻な課題となっており、前回の統一地方選挙で無投票当選した割合は、町村議会で23.3%である。

国全体の職種でも人材不足があり、議員のなり手不足では若者や女性が 参画しにくい環境もあり、そういう慣行が残っている。

議員の存在感が薄れてきており、魅力がなくなってきている。また、議員報酬も低水準といわれており、退職金や年金もない。また、家族からの理解が得られにくい状況もあり、議員への興味がなくなっている。

全体的な議員構成は性別・年齢構成の面で多様性を欠いており、一部議員の不適切な行為のため、なり手不足の一因にもなっている。

今後の議会の取り組みとして、人口減少と資源制約の中で合意形成を行 うのは、住民の多様な民意を集約する議会の役割は非常に大きいものがあ る。多様な人材の参画を前提とした議会運営で、勤労者等が参加しやすく なる夜間・休日の議会開催が必要である。また、女性や若者、育児、介護に携わる人が参画しやすい会議規則の明確化を整備する。ハラスメント相談窓口の設置や小規模市町村における処遇改善で、議員報酬の水準のあり方の議論も重要である。

住民に開かれた議会として、SNSの活用、タブレット端末によるペーパーレス化等デジタル技術の活用や住民が議会に参画できる政策サポーターや議会モニターの充実も必要である。また、副業や兼業等、就業規則の立候補環境の整備も検討していく必要がある。

本会議へのオンライン出席について、デジタル化の可能性の検討等、技術的、財政的課題を抱える小規模市町村への国や議長会の支援が必要である。小さくともキラリと光る町づくりは、行政と議会の活性化が大事である。

②北海道における新規就農状況等について

北海道がまとめた2021年の新規就農者実態調査では、全道で477人でUターンが203人、新規学卒は146人、農業外からの参入者は、128人だった。十勝は全道で最多の101人であった。

近年の状況では、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化が進み、地域の 基幹産業の衰退や地域コミュニティの存続が危ぶまれる等、厳しい実態が 生まれようとしている。北海道農業公社では、担い手センター事業を展開 し、農業と農村地域の健全な発展と活性化を図る取り組みを進めている。 就農促進の相談窓口を開設することで、意欲ある経営能力を有する青年等 の就農促進や支援を行なっている。

具体的には自治体や関係機関と連携を密にし、全道で推進会議を積極的 に開催し、農業の情報提供を行なっている。

新規就農希望者の掘り起こしや就農への意欲を醸成し、円滑な新規就農等を促進するため、インターネット等を活用した就農相談会、情報の提供を行なっている。

そのほか、農業後継者の配偶者確保の活動や、第三者農業経営継承支援、 就農支援資金の貸付け等も手厚い。また、就農研修教育体制も整備されて いる。

(4) 考察

議会運営委員会では、1月30日から31日まで札幌市において研修を行なった。

北海道町村議長会では、藤野局長より北海道の町村議会の現状について説

明を受けた。町村議会の議員のなり手不足の状況については、わが町だけに 限らず全国的な傾向であり、それには議会・議員においては住民の理解と信 頼を得るために取り組むことが大事であると認識した。

北海道農業公社では、農業担い手育成センターから北海道の新規就農の状況、担い手確保の方策について説明があり、意見交換を行なった。新規就農においては、売り手、買い手あるいは貸して、借り手の両者をつなぐ役割が重要であるとともに公社では、農地や牛舎を買い上げリースする方式の導入や、最近では地域おこし協力隊で農場支援員となりそこから新規就農につながるケースもある。

コロナ禍で3年ぶりの研修であったが認識を新たにし、今後の委員会の活動に活かしていかなければならない。

5. 全体考察

今期は、平成31年3月定例会で議決された鹿追町議会改革の継続にかかる 決議として、議会基本条例に沿った公正な議会活動の実施、議員のなり手を確保するための環境整備を掲げた。

本町議会アドバイザーの勢籏了三氏(北海道町村議会議長会参与)、地方議会 等について専門的な分野の知見をもつ江藤俊昭氏(山梨学院大学教授)等の講 演等、意見を参考にしながら調査を行なった。

地方議会議員のなり手不足が深刻化している状況から、その対策について国や全国市町村議会においてさまざまな議論がされてきているところである。

本町議会もこれらの状況を踏まえ、今後も住民に分かりやすい開かれた議会 を積極的に推進していかなければならない。

(1) 議会の運営に関する事項について

効率的かつ分かりやすい議会運営を行うことが、住民が議会へ関心を持って もらうための第一歩である。

今期は、議会本会議において町側の行政説明に対する質問を可能とし、詳細説明をさらに求める仕組みを整えた。また、議会中継システムの充実として、中継用カメラ、モニターを整備した。

また、各常任委員会における行政説明資料を事前に議員へ配付することとし、 内容の精査に時間をかけることができる等、充実した質疑が行えるようになっ た。

従前は紙の資料配付であったが、タブレットパソコンを導入し、併用での運用となった。

(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について

今期においては、議会傍聴がしやすい環境づくりとして、議会傍聴規則の全部改正を行なった。傍聴手続きの廃止や子どもの傍聴も可能とした。

平成31年3月、定例会において議会基本条例を改正し、各常任委員会が所管事務調査等を基に政策提言として各常任委員会代表質問ができるよう議会基本条例に盛り込んだ。

今期、各常任委員会代表質問を実現することができ、質問の幅を大きく前進させることができた。委員会質問を実施するにあたり十分な委員間討議により、その内容の充実や方向性を一つにすることが重要である。

(3) 議長の諮問に関する事項について

令和元年6月、議長は鹿追町議会議員定数・報酬およびあり方等審議会(以下「第三者審議会」という。)の委員5人に対し委嘱を行なった。

しかしながら、コロナ禍で会議を数回しか開催することが出来なかった。また、議長の諮問についても、議論がまとまらず実施を見送った。

今期においては、町議会議員選挙は本町始まって以来の無投票となり、議員のなり手不足が大きな課題であったが、第三者審議会や住民との意見交換等も十分ではなかった。次期においては統一地方選挙の状況を踏まえ、積極的に議論を展開し検討していく必要がある。

【総合考察】

本町議会は、住民との対話を重点とした議会活動を推進し、さらなる改革、活性化を目指してきた。

今期、議会議員選挙は無投票となり定数割れには至らなかったが、今後定数 について議論を進めていく必要がある。また、若い世代や女性が議員として参 画していく方策を引き続き検討していかなければならない。

全国の市町村議会では議会の制度改革等を行なってきた。本町も議会基本条例を制定し、住民に開かれた議会、住民参加を推進する議会を目指し、取り組んできたところであるが、時代にあった住民ニーズに柔軟な対応が求められる。

議会は、行政側の政策を追認するだけでなく、監視機能を十分活用し、より 良い政策を実現していく必要がある。議会自らが政策立案できる実力を養い、 住民が安心して生活できるよう来期に向け、積極的かつ継続的に行なっていか なければならない。